

# ドライバー等安全教育訓練助成要綱

一般社団法人宮崎県トラック協会

## (目的)

第1条 この要綱は、一般社団法人 宮崎県トラック協会(以下「県ト協」という。)が行うトラックドライバーまたは安全運転管理者(以下「ドライバー等」という。)に対する安全教育訓練の実施を促進する為の助成金(以下「助成金」という。)交付事業について必要な事項を定め、事業を適正かつ円滑に実施することを目的とする。

## (資格・要件)

第2条 助成対象となる事業者(以下「助成対象事業者」という。)は、県ト協会員事業者であって、第3条に定める安全教育訓練施設(以下「研修施設」という。)に自社のドライバー等を派遣し、安全教育訓練を実施する会員事業者とする。但し、前年度会費未納会員については、助成対象外とする。

## (助成交付対象研修施設)

第3条 助成対象となる研修施設は次に掲げるとおりとする。

### (1)指定研修施設

全ト協が指定する総合的な設備を有する安全教育訓練施設

### (2)県ト協指定研修施設

県ト協が指定する安全教育訓練施設

## (助成対象研修)

第4条 助成対象となる研修は、安全及び事故防止に関する知識及び運転技能向上等を目的としたドライバー等の安全教育訓練であって、県ト協が指定する。

## (助成額)

第5条 助成金の額は次に掲げるとおりとする。

### (1)指定研修施設における研修

研修受講料の全額(受講料総額の7割全ト協負担、残り3割県ト協負担)

※ただしGマーク事業所の場合は受講料総額の全額を全ト協負担

### (2)県ト協指定の研修

研修受講料の全額

## (研修受講料)

第6条 研修受講料には研修受講料及びテキスト代等の研修費用のほか、研修に付随する、研修施設が定めるもしくは基準とする宿泊費並びに食事代等の費用を含めるものとする。

## (助成適否の事前確認)

第7条 助成対象事業者は、資格・要件及び人数枠等による助成適用の可否等について、事前に県ト協の確認を得なければならない。

## (施設の予約と申し込み)

第8条 前条の確認を得た助成対象事業者は、受講しようとする研修施設にあらかじめ予約をしたうえで、所定の「ドライバー等安全教育訓練助成申込書」を、県ト協会長に対して提出しなければならない。(全ト協指定研修施設での研修申込については全ト協要綱に準ずる)

(申し込みの取り下げ)

第9条 受講申し込みの取り下げは、受講開始日の5日前までに県ト協へ連絡しなければならない。

(申し込みの取り下げまたは受講中止等の場合の費用負担)

第10条 申し込みをした事業者またはドライバー等が次のいずれかに該当する場合は、受講料等を全額負担しなければならない。

- ①受講開始日の5日前を経過して申し込みを取り下げたとき。
- ②特別な事由なく、所定の研修を終了しないか、または受講を途中で中止したとき。
- ③研修または手続き等において、不適切な行為があったとき。

(受講料の納入)

第11条 助成対象事業者は、全ト協指定研修施設における研修費用にあつては、受講開始の7日前までに当該研修施設に対して所定の受講料を納入しなければならない。

- 2 受講開始日の7日前までに所定の受講料を納入しないときは、申し込みを取り下げたものとする。
- 3 県ト協指定の研修施設における研修費用にあつては、その全額を県ト協が納入する。

(報告書)

第12条 全ト協指定研修施設にかかる助成対象事業者(3日間研修)は教育訓練実施後7日以内に、様式2の「ドライバー等安全教育訓練実施報告書」(以下「報告書」という。)を県ト協会長に提出しなければならない。

- 2 前項の報告書には、当該研修施設が発行した「修了証」の写し、研修を受けたドライバー等が作成した様式3の例による「研修参加報告書」及び研修受講料にかかる「領収書」の写しを添付しなければならない。

(交付決定通知)

第13条 県ト協は、前条の「報告書」「修了証の写し」「研修参加報告書」「領収証の写し」等を受理した際は、内容を審査し、交付決定通知書により交付決定を会員に通知する。その後、会員に助成金を交付するものとする。

(その他の注意事項)

第14条 研修期間中は、研修所の講師や職員の指示に従うこと。

- 2 研修期間中に生じた事故については、研修施設及び県ト協では一切の責任を負わない。
- 3 故意または過失により、研修施設に損害を与えた場合は、受講者または事業者が補償するものとする。

(附則)

1. この要綱は 平成15年4月1日から施行する。
2. 平成17年4月28日改正(第2条)
3. 平成18年3月30日改正(第5条)
4. 平成23年4月28日改正(第5条)
5. 平成25年3月29日改正(第5条・第12条)
6. 令和4年3月28日改正(第8条・第12条・第13条)